



当社は近年研究開発に力を入れており、その成果について特許権を取得したいと考えていたところ、権利取得に必要な費用を軽減できる中小企業向けの制度があることを知りました。当社は従業員数40人程度の比較的小さな企業である一方、最近になって他社から多くの出資金を受けているのですが、そのような制度の適用対象となるのでしょうか？

(大阪府 M. F)



1. 特許料等の減免制度

特許料等の減免制度を利用すると、審査請求料や特許料（第1年分から第10年分）等を2分の1以下に軽減することができます。中小企業や個人事業主、研究機関等を対象としたさまざまな法律に基づく制度でしたが、2019年の特許法等改正によって適用対象の拡大や手続きの簡素化がなされ、非常に使い勝手の良い制度となりました。

これらの減免制度においては、資本金または従業員数の少なくとも一方の条件を満たせば中小企業に該当します。貴社のように従業員数40人程度の企業であれば、資本金の額にかかわらず中小企業に該当し、減免制度の対象となり得ます。

2. 中小企業一般を対象とした減免措置の適用可否

まず考えられるのは、2019年4月1日より開始された中小企業一般を対象とする減免措置です（特許法109条の2）。この措置の適用を受けることができれば、審査請求料や特許料（第1年分から第10年分）が2分の1に軽減されます。

しかしながら、これらの減免措置では、軽減措置を申請する中小企業が 대기업（中小企業以外の法人）に支配されていないことが要件となります。

具体的には、軽減措置を申請する中小企業の株式総数または出資総額の2分の1以上の株式または出資金を単独の企業が有しているか、その3分の2以上の株式または出資金を複数の企業が有している場合には、これらの減免措置の適用を受けることができません。

貴社は他社から多くの出資金を受けているため、上記の要件を満たさない可能性があり、その場合は減免措置の適用を受けられないことに留意する必要があります。

3. 研究開発型中小企業を対象とした減免措置

一方で貴社は研究開発に力を入れているとのことなので、特許法施行令10条2号ロ～ニに定められる研究開発型中小企業を対象とした減免措置を適用できる可能性があります。研究開発型中小企業に該当すれば、 대기업に支配されている場合であっても、減免措置の適用を受けることができます。

この減免措置は、減免申請の日の属する事業年度の前事業年度（減免申請の日が前事業年度経過後2カ月以内である場合には、前々事業年度）において、試験研究費等比率が3%を超えていれば、適用を受けられます（特許法施行令10条2号ロ）。試験研究費等比率とは、事業年度における試験研究費および開発費の合計額の、収入金額（総収入金額から固定資産または有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額）に対する割合をいいます。

また、減免申請の対象となる特許出願に係る発明が、特定の公的な認定や補助金を受けた事業の成果に係るものである場合（特許法施行令10条2号ハ、ニ）には、上記に該当しなくても減免措置を受けることができます。

4. 減免措置を受ける方法

いずれの減免措置の適用を希望する場合であっても、減免を受ける旨を出願審査請求書等に記載するだけでなく、証明書等の提出は不要です。

このように、要件さえ満たしていれば簡単な手続きで費用を削減できる制度であるため、適用可能であれば積極的に利用することをお勧めします。